

令和4年度  
広島中央エコパーク供用後に係る  
環境影響評価事後調査業務

仕 様 書

広島中央環境衛生組合

## 目 次

第1章 総則 .....	1
第1節 業務の目的 .....	1
第2節 業務の名称 .....	1
第3節 業務の場所 .....	1
第4節 業務の期間 .....	1
第5節 適用の範囲 .....	1
第6節 関係法令等の遵守 .....	1
第7節 業務管理 .....	2
第8節 資料の提供 .....	2
第9節 秘密の保持 .....	2
第10節 成果品の審査 .....	2
第11節 疑義 .....	2
第12節 成果品 .....	2
第2章 業務内容 .....	3
第1節 事後調査 .....	3
第2節 事後調査報告書作成 .....	6

## 第1章 総則

### 第1節 業務の目的

本業務は、広島中央環境衛生組合（以下、「本組合」という。）が「広島県環境影響評価に関する条例」に基づき平成26年度に策定した「広島中央エコパーク整備事業に係る環境影響評価書」（以下、「評価書」という。）に係る事後調査を行うものである。

本業務では、評価書の事後調査計画のうち、供用後における事後調査を行うものとする。

### 第2節 業務の名称

令和4年度広島中央エコパーク供用後に係る環境影響評価事後調査業務

### 第3節 業務の場所

広島県東広島市西条町

### 第4節 業務の期間

契約締結の日より、令和5年3月31日までとする。

### 第5節 適用の範囲

本仕様書は、本組合が行う「令和4年度広島中央エコパーク供用後に係る環境影響評価事後調査業務」に適用する。業務の内容及び範囲は「第2章 業務内容」のとおりとする。

### 第6節 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたって、以下をはじめとする関係法令、通達、マニュアル、その他の条例等を遵守することとする。

- 広島県環境影響評価に関する条例
- 広島県環境影響評価に関する条例施行規則
- 広島県環境影響評価技術指針 . . . 等

## 第7節 業務管理

- (1) 受託者は業務の円滑な推進を図るため、十分な経験を有する技術者（以下、「主任技術者」という）を配置しなければならない。
- (2) 主任技術者は、監督員の指示に従い、業務全般にわたり技術上の管理を行わなければならない。

## 第8節 資料の提供

本業務を実施するにあたり、必要な資料の収集は、原則として受託者が行うこととするが、現在、本組合が所有し、業務に利用できる資料はそれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、リストを作成のうえ、本組合に提出し、業務完了と同時に返納しなければならない。

## 第9節 秘密の保持

受託者は、業務を遂行する上で知り得た事項について、他に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

## 第10節 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了時に本組合の成果品審査を受けなければならない。その結果、訂正を指示されたときは、直ちに訂正しなければならない。
- (2) 業務完了後に、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

## 第11節 疑義

本仕様書の記載事項及び業務遂行上の疑義が生じた場合は、本組合と協議し、これを定めるものとする。

## 第12節 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- 事後調査報告書【A4版】 : 3部
- 電子データ【CD-R】 : 一式

## 第2章 業務内容

### 第1節 事後調査

事後調査は、施設供用後の周辺環境の状況を把握し、環境への著しい影響が確認された場合には、必要な措置を講ずることで影響を回避・低減することを目的として実施する。

#### 1. 騒音・交通量

騒音・交通量の調査項目等は、表1に示すとおりである。

表1 騒音・交通量の調査項目等

調査項目		調査方法	調査頻度・調査地点
道路交通騒音 ( $L_5$ 、 $L_{50}$ 、 $L_{95}$ 、 $L_{Aeq}$ )		「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)及び「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731)に定める方法	【調査頻度】 1回/日 (6時～22時) 【調査地点】 2地点(上三永方面・土与丸方面)
交通量	上下線別車種別交通量、走行速度	交通量は、調査員が目視しカウンターにより計測する。交通量は二輪車、小型車、大型車及び廃棄物運搬車両に分けて実施する。走行速度は一定区間を通過する車両の通過時間をストップウォッチにより計測する。	

## 2. 動物

動物の調査項目等は、表 2 および図 1 に示すとおりである。

表 2 動物の調査項目等

調査項目		調査方法・調査時期	調査地点
動物	両生類 (アキサンショウウオ、ニホンアカガエル)	直接観察法及び任意採集法 アキサンショウウオ：5月、3月に各1回 ニホンアカガエル：2月、3月に各1回	アキサンショウウオ：湿地A ニホンアカガエル： <small>おもり</small> 鍾池
	爬虫類 (ニホンイカメ)	捕獲調査法（カメトラップ調査） 調査時期：5月に1回	<small>おもり</small> 鍾池
	水生昆虫類等 (フタスジサエ〔幼虫〕、ルイスツブゲ ソゴロウ、キバクヒメゲソゴロウ、クロゲ ソゴロウ、ガムシ、ホッケミスミおよび アカハライモリ)	任意採集法 調査時期：5月、9月に各1回	

## 3. 植物

植物の調査項目等は、表 2 および図 1 に示すとおりである。

表 3 植物の調査項目等

調査項目		調査方法・調査時期	調査地点
植物	エビネ	生育確認調査（株数、開花状況、葉数等を記録） 調査時期：5月に1回	残置森林内斜面
	ヒメタヌキモ	生育確認調査（生育範囲、概略株数を記録） 調査時期：7月に1回	<small>おもり</small> 鍾池

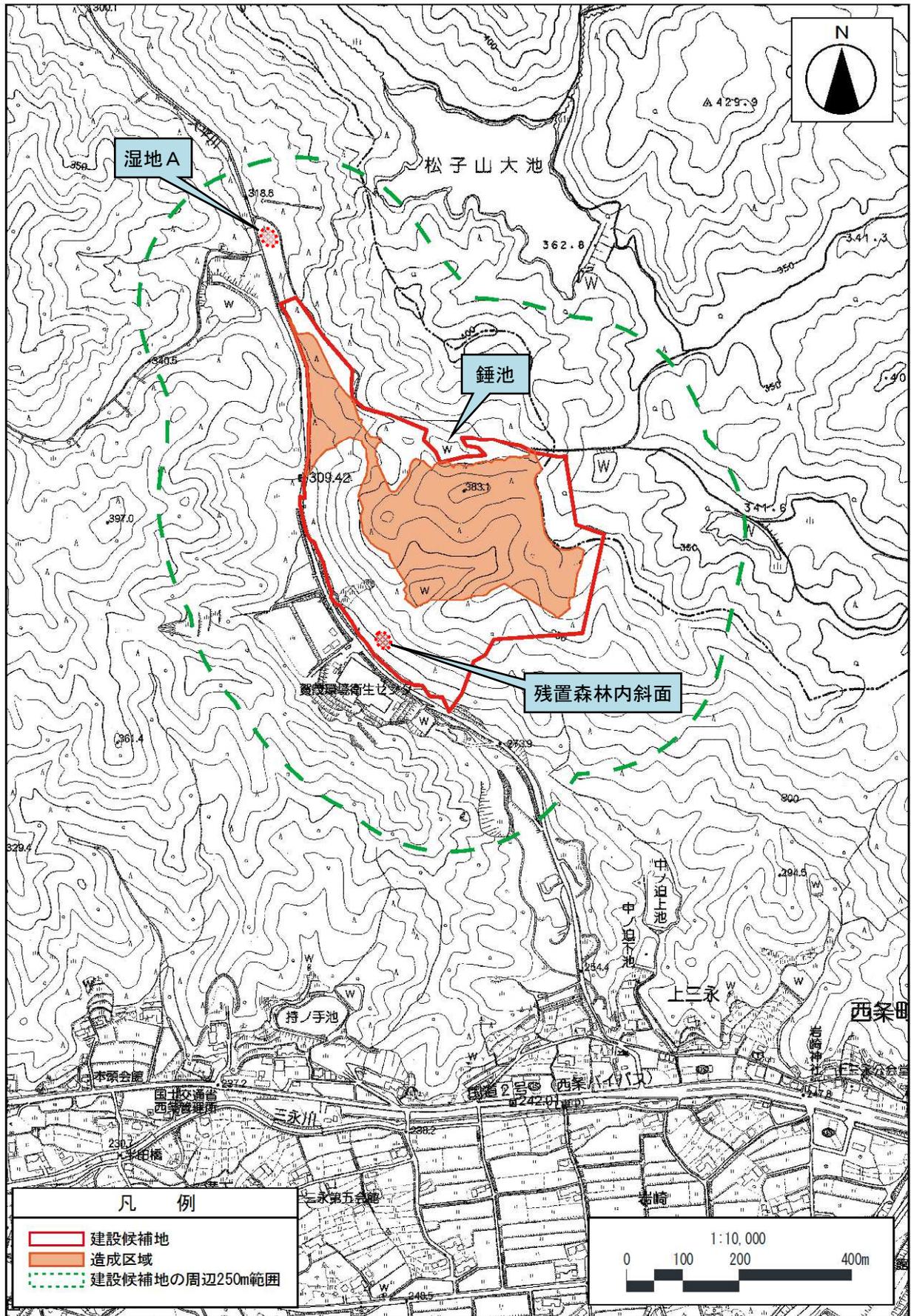


図1 動植物の調査位置図

## 第2節 事後調査報告書作成

「第1節 事後調査」において行った調査結果のとりまとめを行い、事後調査報告書の作成を行う。なお、事後調査報告書は、「広島県環境影響評価に関する条例施行規則」第三十六条に準拠し、下記項目を記載すること。

- 事後調査の結果
- 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、講じた対応の内容及びその効果
- 事後調査の結果の公表の方法









代 価 表 2

工種	種別	細 別	名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘要
			技師A		人				
			技師B		人				
			技師C		人				
			技術員		人				
		2)-2 爬虫類調査							1回
			主任技術者		人				
			技師長		人				
			主任技師		人				
			技師A		人				
			技師B		人				
			技師C		人				
			技術員		人				
		2)-3 水生昆虫類等調査							1回
			主任技術者		人				

代 価 表 2

工種	種別	細 別	名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘要
			技師長		人				
			主任技師		人				
			技師A		人				
			技師B		人				
			技師C		人				
			技術員		人				
		3) 植物調査							1回
			主任技術者		人				
			技師長		人				
			主任技師		人				
			技師A		人				
			技師B		人				
			技師C		人				
			技術員		人				



